○長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例

> 令和5年10月6日 条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、本市 における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定め るものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

- 第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、幼保連携型 認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部 科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。)に定める基準(命令の改正に際し 定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。
- 2 前項の場合において、命令第4条第2項中「35人」とあるのは「30人」と、命令第13 条中「第36条の規定」とあるのは「第36条の規定並びに長崎市児童福祉施設の設備及び 運営に関する基準を定める条例(令和5年長崎市条例第40号)第4条の規定」とする。 (暴力団員等の排除)
- 第4条 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び園長は、長崎市暴力団排除条例(平成 24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員 等」という。)であつてはならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は 暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(小学校との連携)

第5条 幼保連携型認定こども園の園長は、小学校と連携し、園児の発達及び学びの連続性 を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。